

# 第1節 児童福祉

## 1 認定こども園・保育所・地域型保育事業（子育て支援部）

### (1) 認定こども園・保育所・地域型保育事業の概況（子育て支援部）

#### ① 認定こども園（子育て支援部 幼保推進課、幼保運営課）

公立認定こども園一覧

単位：人

施設名	所在地	電話	定員 (1号)	定員 (2・3号)
錦西こども園	堺区七道西町 12-29	233-0162	3	115
共愛こども園	堺区協和町 5-481-2	244-6780	6	180
英彰こども園	堺区少林寺町西 3-2-2	221-9465	6	90
東陶器こども園	中区福田 329-2	236-0460	-	184
宮園こども園	中区宮園町 2-13	278-3100	4	157
登美丘東こども園	東区北野田 179	236-2264	-	142
日置荘こども園	東区日置荘原寺町 127	286-2884	3	137
浜寺石津こども園	西区浜寺石津町中 3-8-30	241-6531	-	120
津久野こども園	西区津久野町 1-9-1	271-1940	-	150
上神谷こども園	南区片蔵 92-4	297-0180	6	79
福泉中央こども園	南区稲葉 1-3131-2	271-0632	6	73
宮山台こども園	南区宮山台 1-5-1	291-6100	6	120
若松台こども園	南区若松台 1-3-2	297-1881	6	120
新金岡こども園	北区新金岡町 4-3-1	251-1506	3	155
東浅香山こども園	北区大豆塚町 1-25-4	252-4700	3	130
美原にしこども園	美原区北余部 26-2	363-4150	-	250
美原ひがしこども園	美原区さつき野東 1-4-2	362-7225	4	118
合計	17 箇所		56	2,320

(注) 全て幼保連携型認定こども園。

民間認定こども園一覧

単位：人

施設名	所在地	電話	定員 (1号)	定員 (2・3号)
あすか保育園	堺区寺地町東 4-1-32	221-0610	3	160
北三国丘こども園	堺区田出井町 9-60	222-1326	-	120
堺北幼稚園(注1)	堺区香ヶ丘町 4-2-5	232-4554	90	15
堺東保育園	堺区榎元町 5-5-24	223-0362	-	150
三宝こども園	堺区海山町 5-195-3	282-7000	15	110
大仙保育園	堺区旭ヶ丘南町 4-4-17	241-8000	-	70

(次頁へ続く)

(前頁の続き)

民間認定こども園一覧

単位：人

施設名	所在地	電話	定員 (1号)	定員 (2・3号)
なかよしの森認定こども園 (3号認定子ども受入園舎)	堺区向陵東町 1-6-3	257-3322	-	39
ハピネス神石こども園	堺区緑ヶ丘南町 2-1-3	245-5100	7	143
ハピネス神石こども園分園	堺区緑ヶ丘南町 2-2-12	245-7811	-	30
文化保育園(注2)	堺区錦綾町 1-3-17	232-4376	5	150
ベルキンダー	堺区南安井町 3-1-1	221-7030	-	140
ベルキンダー安井	堺区中安井町 1-1-11	232-1188	-	90
ベルキンダー安井分園	堺区熊野町西 2-2-1	225-0313	-	28
みどり幼児園	堺区緑町 2-121-1	232-1201	-	90
湊こども園	堺区東湊町 5-273	241-3448	9	142
湊つばさ幼稚園	堺区東湊町 1-59-1	241-2684	180	120
湊はなぞの幼稚園	堺区西湊町 5-7-7	244-9754	90	60
あおい幼稚園	中区福田 1032-2	237-6190	330	147
久世こども園	中区東山 77-51	234-8111	15	160
さかい・つくしこども園	中区深井東町 2655	278-8055	6	214
鈴の宮幼稚園	中区八田西町 2-14-56	277-3181	150	101
青英学園幼稚園 (2歳以上児受入園舎)	中区深井沢町 2470-5	277-5211	235	175
青英学園幼稚園 (0・1歳児受入園舎)	中区深井沢町 2494-5	234-0071	-	44
せんこう幼稚園	中区東山 738	235-0055	150	70
陶器北こども園	中区陶器北 308-1	236-2358	15	120
西陶器こども園	中区田園 951	239-8060	15	175
西陶器こども園分園	中区田園 980-6	237-2525	-	30
八田荘こども園	中区堀上町 521-1	277-1790	15	150
八田荘こども園第1分園	中区堀上町 519	277-1790	-	30
八田荘こども園第2分園	中区堀上町 525	277-1790	-	50
八田荘第二こども園	中区毛穴町 273-5	276-7707	15	107
東百舌鳥保育園	中区大野芝町 66-1	237-8625	15	235
深井こども園	中区深井中町 1384-2	278-0260	15	170
深井中央こども園	中区深井水池町 373-1	270-5800	15	130
まつのみこども園	中区平井 482	279-1266	15	180
大美野幼稚園(注1)	東区大美野 21	234-1051	270	30
北野田こども園	東区北野田 886-1	235-1521	5	220
堺めぐみ学園	東区菩提町 1-144	285-0033	70	170
堺めぐみ学園分園	東区日置荘北町 3-25-11	285-1805	-	47
登美丘西こども園	東区大美野 134-18	239-5515	10	140
登美丘西こども園分園	東区草尾 765-3	206-1838	-	40
とみなみこども園	東区草尾 611-1	236-0373	15	110
菜の花こども園	東区丈六 190-2	239-5858	10	120
初芝こども園	東区菩提町 4-135	287-2656	10	170
菩提幼稚園	東区菩提町 1-26	286-1871	105	180

(次頁へ続く)

(前頁の続き)

民間認定こども園一覧

単位：人

施設名	所在地	電話	定員 (1号)	定員 (2・3号)
美木幼稚園	東区南野田 56-1	236-2625	135	30
あいあい浜寺中央こども園	西区浜寺船尾町西 2-67-1	267-7600	6	179
石津川保育園	西区浜寺石津町東 3-6-25	245-1678	-	120
鳳西こども園	西区鳳西町 1-75-4	264-1120	6	137
鳳西こども園分園	西区鳳東町 5-470-1	271-6668	-	30
こども園くさべ	西区草部 1420	275-0260	15	140
サン子ども園 福泉園	西区草部 336-4	271-0753	9	150
サン子ども園分園 鳳東乳児園	西区鳳東町 7-847-1	272-6486	-	30
しあわせの丘こども園	西区上野芝向ヶ丘町 4-24-21	242-4633	15	120
鈴ノ宮保育園	西区草部 1800	274-2341	10	130
諏訪森幼稚園	西区浜寺諏訪森町中 1-56	267-0800	150	90
第2ドレミ保育園	西区菱木 1-2233-6	273-2678	-	108
ドリームこども園	西区鶴田町 18-5	274-8781	-	108
ドリームこども園分園	西区津久野町 1-4-25	284-7850	-	50
ドレミ保育園	西区菱木 1-2314-7	274-2288	-	108
はまでら保育園	西区浜寺南町 2-411-9	262-7974	15	155
ふなお幼稚園(注1)	西区浜寺諏訪森町東 2-141	261-1965	67	30
ペガサス保育園	西区鳳北町 10-31-1	262-3000	-	108
ペガサス第二保育園	西区浜寺元町 2-187	265-6400	-	143
赤坂台こども園	南区赤坂台 2-5-1	298-4500	3	120
赤坂台幼稚園(注1)	南区赤坂台 2-3-1	298-2300	120	55
いずみがおか幼稚園	南区三原台 3-3-1	291-0393	86	154
こひつじ保育園	南区竹城台 2-2-1	291-3222	10	135
城山台こども園	南区城山台 2-1-1	298-6980	15	140
新桧尾台保育園	南区新桧尾台 3-4-1	298-2722	9	100
青英幼稚園	南区若松台 3-8-1	297-2262	35	30
成晃ひかり幼稚園(注1)	南区城山台 1-8-3	298-2712	65	60
泉北園	南区茶山台 3-23-1	292-3831	15	135
泉北花園こども園	南区原山台 1-8-1	299-3179	3	137
泉北若竹保育園	南区豊田 1261	291-5488	15	135
竹城台東保育園	南区土佐屋台 1495	235-3898	5	120
たけしろ幼稚園	南区竹城台 3-2-2	291-1111	371	159
竹宝保育園	南区桃山台 4-1-1	299-5124	15	135
はるみだい保育園	南区晴美台 2-2-2	293-2000	10	130
晴美台幼稚園	南区晴美台 1-31-1	291-6400	240	78
ひなぎくこども園	南区庭代台 2-9-38	298-4980	15	120
ファミリーこども園	南区鴨谷台 2-5-2	297-6355	9	141
ベビーセンターいっちゃん分園	南区美木多上 3075	298-7337	-	55
平和の園	南区高倉台 3-4-1	292-3819	15	135
槇塚こども園	南区槇塚台 3-5	293-4820	15	50
御池台こども園	南区御池台 1-26-1	297-5108	15	130
みいけだい幼稚園(注1)	南区御池台 3-4-1	299-7123	135	30

(次頁へ続く)

(前頁の続き)

民間認定こども園一覧

単位：人

施設名	所在地	電話	定員 (1号)	定員 (2・3号)
美木多いっちゃん保育園	南区美木多上 53-1	299-6657	15	100
三原台こども園	南区三原台 3-1-15	292-3818	15	128
あいこども園北花田(注2)	北区奥本町 1-333	250-1401	4	126
あかつき保育園	北区南花田町 1687-2	251-0200	5	105
浅香こども園	北区東浅香山町 3-31-1	254-3303	8	185
浅香こども園五箇荘分園	北区新堀町 2-45	250-0275	-	45
かなおか保育園	北区金岡町 2093	269-4406	-	150
がんばり白鷺保育園	北区金岡町 1634-1	252-7750	-	135
北花田こども園	北区東浅香山町 4-1-22	255-5400	3	90
五ヶ荘保育園	北区船堂町 1-14-33	252-3332	12	90
子音つばさこども園	北区長曾根町 3018-9	252-0283	6	110
新金岡西こども園	北区新金岡町 2-5-19	250-0010	-	200
新宝珠幼稚園(注1)	北区金岡町 1086	257-0626	138	108
ときわこども園	北区常磐町 3-18-5	253-3525	5	140
なかもずこども園	北区中百舌鳥町 6-998-6	252-5300	15	150
なかよしの森認定こども園 (1~3号認定子ども受入園舎)	北区長曾根町 661	257-0215	70	190
なないろこども園	北区金岡町 3042-4	246-7716	-	90
なないろこども園分園	北区長曾根町 3035-2	258-7716	-	50
東三国丘保育園	北区東三国ヶ丘町 3-4-1	254-9392	-	130
ビクトリー保育園(注2)	北区中長尾町 2-5-22	257-0573	5	80
ビクトリー保育園分園(注2)	北区金岡町 2666-1	258-2363	-	50
ひのまるこども園	北区中百舌鳥町 1-239	252-2968	15	160
百舌鳥こども園(東園舎)	北区百舌鳥赤畑町 5-704	250-0415	123	128
百舌鳥こども園(西園舎)	北区百舌鳥赤畑町 5-707-2	255-7330	-	59
ろばのこ保育園	北区百舌鳥梅町 1-16-1	230-4417	-	120
わんぱく保育園	北区金岡町 954-2	259-4721	15	110
わんぱく保育園分園	北区金岡町 539-12	251-3060	-	30
くろやまこども園	美原区黒山 415-1	361-4154	15	130
美原北こども園	美原区黒山 562-1	361-5551	15	129
成和子供園	中区土師町 5-12-32	284-7320	15	90
菩提こども園しらさぎ	東区白鷺町 3-18-8	285-0610	15	120
太平寺幼稚園(注1)	西区太平寺 249-1	298-6855	135	50
浅香こども園大和川分園	堺区浅香山町 3-5-15	268-2011	-	50
合 計	100 か所		4,203	13,250

(注) 分園は、施設数の合計に含まない。

(注1)は幼稚園型認定こども園、(注2)は保育所型認定こども園、その他は幼保連携型認定こども園

② 保育所（子育て支援部 幼保推進課）

民間保育所一覧

単位：人

施設名	所在地	電話	定員
おおぞら保育園	堺区田出井町 2-45	226-8108	90
おおぞら夜間保育園	堺区田出井町 2-45	226-8108	20
しおあなの森保育園	堺区協和町 3-275-3	244-7820	160
龍谷保育園	堺区神明町東 3-1-10	229-7330	130
ひかり保育園分園	中区土師町 1-12-2	278-3711	50
しらさぎ保育園	東区野尻町 284-48	285-1418	120
麦の子保育園	東区西野 576-4	237-6835	100
あいあい鳳保育園	西区鳳中町 5-156-3	262-0039	150
おおとり保育園	西区鳳南町 3-199-20	272-0010	160
ひまわり保育園	西区鳳南町 5-605	273-6222	120
みんなの保育園	西区鳳北町 10-100-1	266-3070	70
成晃ひかり保育園	南区城山台 1-8-3	298-2708	45
アンパス保育園	北区長曾根町 1228	256-1333	119
いづみ保育園	北区新金岡町 4-6-1	255-7920	120
上野芝陽だまり保育園	北区東上野芝町 2-545-2	253-7366	140
上野芝陽だまり保育園分園	北区百舌鳥本町 1-1-3-102	258-4115	30
新金岡センター保育園	北区新金岡町 4-1-6	256-2266	160
ひかり保育園	北区南長尾町 1-1-6	257-9500	90
ひかり保育園第二分園	北区長曾根町 3056-6	255-1131	30
よろこびの園	北区百舌鳥西之町 2-178-1	225-4429	90
よろこびの園分園	北区百舌鳥西之町 2-269-1	225-4429	30
マミーズアイ幼保園さかい園	堺区栄橋町 2-2-23 ベルメゾン堺 1F	233-4150	61
合 計			18 か所
			2,085

(注) 分園は、施設数の合計に含まない

③ 地域型保育事業（子育て支援部 幼保推進課）

ア. 小規模保育事業

比較的小規模な施設で、定員 6 人から 19 人までの子どもを保育している。また、保育内容の支援等を行う連携施設（保育所、幼稚園または認定こども園）を設定している。

小規模保育事業実施施設一覧

単位：人

施設名	所在地	電話	定員
アイエンロール保育園	堺区北瓦町1-5-14 瓦町ビル2階	227-2907	19
アップル保育園綾ノ町	堺区錦之町東1-1-13	222-1170	19
きらら保育園七道ルーム	堺区山本町1-18-6	232-3999	19
たあとるほいくえん百舌鳥八幡園	堺区向陵東町3-8-46	250-5155	19
ぬくもりのおうち保育 堺駅前園	堺区栄橋町1-4-13 PINUS栄橋101	245-9666	19
のぞみ保育園 堺園	堺市堺区七道西町8	233-0215	19
ノーブル保育園	堺区向陵東町2-7-1	258-6767	19
ふくろうの森保育園	堺区寺地町東2-2-1	233-3322	19
富士ベビー保育園	堺区南旅籠町東2-2-34	232-1401	19
ほいくえん たんぼぼのくに	堺区向陵西町4-8-6	227-2714	19

(次頁へ続く)

(前頁の続き)

未来保育園	堺区向陵中町4-7-26	259-2777	18
小規模保育事業実施施設一覧			単位：人
施設名	所在地	電話	定員
ろおたす保育園	堺区今池町 2-8-21	275-5838	19
エンジェルキッズ保育園	中区東山822-1	239-0270	19
たけのこの里保育園	中区深井清水町2035-8	278-3233	18
たんぼぼ保育所深井園	中区深井清水町3922	279-0641	19
つどい保育園	中区深井中町1888-14	278-0031	19
にじくま保育園	中区福田682-5	230-1110	19
バンブーキッズ保育園	中区深井沢町3232-1	279-3222	19
深井駅前こども園	中区深井沢町2480-5	275-7660	19
ふくろうの森保育園大野芝園	中区大野芝町304-1	235-2200	19
こぐまの森保育園北野田園	東区西野488-17	235-8590	19
ニチイキッズはつしば保育園	東区日置荘西町2-19-22	288-5010	19
ぬくもりのおうち保育 堺高松団地園	東区高松122-8棟-302(1階)	290-7011	12
ひかりっこ保育園	東区白鷺町3-13-20	289-6663	19
あゆみほいくえん	西区上野芝町1-22-39	247-0085	19
きらら保育園上野芝ルーム	西区上野芝向ヶ丘町4-24-26	279-6677	19
コアラ園	西区鳳東町7-783-1	272-0022	19
たあとるほいくえん 鳳園	西区鳳東町4-366 カサアスール1階	272-5155	19
ペガサス保育園つばさ	西区鳳北町 10-31-2	267-1010	19
きらら保育園プティット堺ルーム	北区百舌鳥陵南町 3-35	279-7355	19
きらら保育園もずルーム	北区百舌鳥陵南町 3-343	278-6363	19
小規模保育園スマイルキッズ	北区百舌鳥赤畑町 4-324	275-8825	19
たあとるほいくえん 東三国ヶ丘園	北区東三国ヶ丘町 5-3-18	276-4131	19
つぼみ保育園	北区長曾根町3046-14	247-7231	19
中百舌鳥駅前小規模保育園ほのぼのキッズハウス	北区中百舌鳥町5-6 中百舌鳥駅前ビル1階	286-2701	19
なかよしくっく保育園 なかもず園	北区中百舌鳥町5-22 カサレスなかもず202	205-7499	19
なかよしくっく保育園金岡園	北区金岡町 2203	275-7428	19
なるなる保育園	北区常盤町 3-7-21	256-3111	19
にこにこキッズ北花田園	北区北花田町 3-20-17	250-0488	19
にこにこキッズ中百舌鳥園	北区中百舌鳥町2-88-2 ロイヤルメゾンナカオ2階	240-2288	19
ニチイキッズ長曾根保育園	北区長曾根町 1467-1	240-3360	19
バード保育園	北区東雲東町1-6-11	255-2250	19
バード北花田保育園	北区宮本町59	251-2258	19
未来保育園 百舌鳥園	北区百舌鳥梅北町15-423-1	240-7111	19
わかば保育園	北区北長尾町8-1-22	252-0530	19
ふくろうの森保育園美原園	美原区小寺846	362-5577	19
RICホープ美原保育園	美原区南余部西1-1-2-105	370-7147	13
えびすみのる保育園	堺市堺区車之町東1-1-11		19
鳳メノール	堺市西区鳳中町8-286-4		19
キッズベアー浅香山	堺市堺区浅香山町3-12-10 ハナタニビル1F		19
木下の保育園西湊町	堺市堺区西湊町6-2-8		19
たんぼぼ保育所つくの園	堺市西区津久野町3-31-8		19

(次頁へ続く)

(前頁の続き)

なかもずグレイス保育園	堺市北区中百舌鳥町2-88-1 シェリール1階		19
なないろキッズ	堺市北区金岡町3024-2		19
にこにこキッズ長曾根園	堺市北区長曾根町3079-18 ギャラクシーウィル中百舌鳥1F		19
晴美台ナーサリー	堺市南区晴美台1-31-1		19
ふくろうの森保育園長曾根園	堺市北区長曾根町3011-1		19
ぶどうの家保育園	堺市堺区南庄町2-3-2		19
美木多チコス	堺市南区鴨谷台3-5-1		19
きらら幼保園(注)	堺市西区上野芝向ヶ丘町4-24-26		19
たあとるほいくえん鳳幼児園舎(注)	堺市西区鳳東町4-360		19
のぞみ保育園(注)	堺市堺区七道西町10		19
特区小規模保育事業 ふくろうの森学園(注)	堺市北区長曾根町3011-1		19
合計63か所			1,184

(注)は特区小規模保育事業

#### イ. 家庭的保育事業

就労などの理由により子どもを保育できない保護者に代わって、市の認定を受けた家庭的保育者が、自宅などで少人数の子どもを保育する家庭的保育事業を実施している。また、保育内容の支援等を行う連携施設（保育所、幼稚園または認定こども園）を設定している。

#### 家庭的保育事業実施施設一覧

単位：人

施設名	所在地	電話	定員
ママ	堺区二条通2-2	370-2814	5
ココロ	中区深阪4-18-16	322-8023	5
こころ	西区浜寺公園町3-204	266-1708	5
クララ	北区東浅香山町1-24-20	259-2054	5
ちゅうりっぷ	北区新金岡町5-8-521 源野ハイツ101	205-7136	5

#### ウ. 事業所内保育事業

平成27年度から開始された子ども・子育て支援新制度における事業所内保育事業として、仕事と子育ての両立を支援するため、企業の従業員の子ども及び地域の子どもを保育している。保育内容の支援等を行う連携施設（保育所、幼稚園または認定こども園）を設定している。

#### 事業所内保育事業実施施設一覧

単位：人

種別	施設名	所在地	電話	定員
新制度における 事業所内保育事業	ハーモニー保育園	東区南野田33	239-0011	19
	ゆららちびっこルーム	東区南野田454-2	289-1100	12
	堺市立総合医療センター院内保育所ぞうさん	西区津久野町1-25-1	271-5161	30

④ 利用者負担額（子育て支援部 幼保推進課）

利用者負担額は、「堺市子ども・子育て支援施行規則」により次のとおり定めている。

2・3号認定子ども

3歳児～5歳児クラス 0円

0歳児～2歳児クラスは次のとおり

市町村民税額等による階層区分		利用者負担額（月額）		
		3歳未満児		
		標準時間	短時間	
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている受給世帯	0	0	
B1	A階層を除き当該年度分（施設利用日の属する月が4月から8月までの場合にあつては、前年度分）の市町村民税の額が右の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯（ひとり親世帯等）	0	0
B2		市町村民税非課税世帯（一般世帯）	5,000	4,900
C1		均等割の額のみ世帯	10,000	9,800
C2		所得割の額（以下同じ） 48,600円未満	12,000	11,700
D1		48,600円以上 70,900円未満	17,000	16,700
D2		70,900円以上 108,200円未満	25,000	24,500
D3		108,200円以上 138,100円未満	30,000	29,400
D4		138,100円以上 198,400円未満	40,000	39,300
D5		198,400円以上 297,400円未満	45,000	44,200
D6		297,400円以上 338,500円未満	54,000	53,000
D7	338,500円以上 397,000円未満	56,000	55,000	
D8	397,000円以上	67,000	65,800	



⑤ 令和2年度階層別認定こども園などの利用児童数

A	B		C		D								合計
	1	2	1	2	1	2	3	4	5	6	7	8	
519	1,243	1,357	211	1,185	1,114	2,375	2,094	3,439	3,131	664	553	765	18,650

⑥ 令和2年度年齢別認定こども園などの申込児童数・利用児童数

区分		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
年齢別申込児童数(人) (A)	公立	151	322	414	457	458	494	2,296
	民間	1,373	3,154	3,300	3,190	3,090	3,061	17,168
	計	1,524	3,476	3,714	3,647	3,548	3,555	19,464
年齢別利用児童数(人) (B)	公立	137	295	408	445	455	494	2,234
	民間	1,220	2,895	3,202	3,067	3,025	3,007	16,416
	計	1,357	3,190	3,610	3,512	3,480	3,501	18,650
利用率(%) (B) / (A) × 100	公立	90.72%	91.61%	98.55%	97.37%	99.34%	100.00%	97.29%
	民間	88.85%	91.78%	97.03%	96.14%	97.89%	98.23%	95.61%
	計	89.04%	91.77%	97.19%	96.29%	98.08%	98.48%	95.81%

(2) 認定こども園などの運営(子育て支援部)

① 年齢別保育士等配置基準(子育て支援部 幼保推進課、幼保運営課)

区分	児童数対保育士数					
	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
公立	3:1	5:1	6:1	20:1	30:1	30:1
民間	3:1	6:1	6:1	20:1	30:1	30:1

(注)認定こども園については上記基準により保育教諭を配置。

ただし、公立認定こども園については、乳児保育実施こども園は2人、その他こども園は1人のフリー保育教諭の加配を行っている。また、民間認定こども園・保育所については、フリー保育士等の加配や1歳児を5:1の配置基準とするなどの必要な経費の補助を行っている。地域型保育事業実施施設については別途定められている認可基準による職員を配置している。

② 認定こども園などの給食(子育て支援部 幼保運営課)

認定こども園などの給食は、入園児の健全な発育・発達と健康の維持増進のため、おいしく楽しく食べる食事を通して心と身体を育て、保護者とともに子どもの望ましい食習慣の形成を図ることを目的としている。

また、各認定こども園などでは食育計画作成の取り組みを行い、食育の推進を図っている。

## 公立認定こども園での栄養管理

ア. 献立……乳児・幼児別に、管理栄養士が立案、作成する。

乳児献立は、幼児献立を基に発達段階に応じて作成する。

### イ. 給与栄養目標量

#### 令和2年度 公立認定こども園給食における給与栄養目標量

区分	エネルギー (kcal)	たんぱく質 (g)	脂質 (g)	カルシウム (mg)	鉄 (mg)	ビタミン				食塩相当量 (g)	
						A ( $\mu$ gRAE)	B <sub>1</sub> (mg)	B <sub>2</sub> (mg)	C (mg)		
1～2 歳児 (3号)	食事摂取基準 (1日当たり)	950	13～20%	20～30%	450	4.5	400	0.50	0.60	40	3.0未満
	栄養給与目標量 (1日の50%)	480	15～24	11～16	230	2.3	200	0.25	0.30	20	1.5未満
3～5 歳児 (2号)	食事摂取基準 (1日当たり)	1,300	13～20%	20～30%	600	5.5	500	0.70	0.80	50	3.5未満
	栄養給与目標量 (1日の45%)	590	19～29	13～20	270	2.5	230	0.32	0.36	23	1.6未満
3～5 歳児 (1号)	給与栄養目標量 (1日の30%)	390	13～20	9～13	90 (15%)	2.0	150	0.3	0.2	15	1.3未満

※食事摂取基準は、成長期の食事であることから、不足がないように男女差がある数値については、最大値を使用した。

ただし、食塩相当量(ナトリウム)については摂取不足ではなく、生活習慣病の予防の目的から過剰摂取への配慮が必要な栄養素であるので、最小値を使用した。

※エネルギーについては推定エネルギー必要量の最大値、たんぱく質・脂質はエネルギー%から、その他の栄養素は推奨量の最大値を参考に設定した。

※1号認定子どものカルシウムの目標量に関しては、牛乳を家庭で飲用することを勘案して、設定した。

#### 認定こども園などにおける給与栄養目標量の割合

区 分	朝食(家庭)	給食・間食		夕食(家庭)
3歳未満児 (1～2歳児) 3号認定子ども	25%	間食・給食・間食(認定こども園) 50%		25%
3歳以上児 (3～5歳児) 2号認定子ども	25%	給食・間食(認定こども園) 45%		30%
3歳以上児 (3～5歳児) 1号認定子ども	25%	給食(認定こども園) 30%	間食(家庭) 15%	30%

③ 乳児保育（子育て支援部 幼保推進課）

乳児期は抵抗力が弱く、心身の機能の未熟さに伴う疾病や事故の防止の観点から、一人一人の発育および発達状況に応じた適切な援助を行っている。実施認定こども園及び保育所は、公立認定こども園13か所、民間認定こども園84か所、民間保育所18か所で、その中でも産後休暇あけ（生後57日目）保育を公立認定こども園13か所、民間認定こども園63か所、民間保育所15か所で実施している。

④ 特別支援保育（子育て支援部 幼保運営課）

特別支援児と健常児のインクルーシブ保育を通して、児童の福祉の向上を図ることを目的として、「堺市特別支援保育実施要綱」に基づき保育を実施している。

ア. 令和2年度受入状況

単位：人

区 分	年 齢 別						合 計
	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	
公 立	1	2	6	21	21	44	95
民 間	3	9	26	48	63	75	224
合 計	4	11	32	69	84	119	319

イ. 職員の配置

公立認定こども園については特別支援児2人につき保育教諭1人を基準とし、障害の状況と対象児数に応じた職員を配置している。また、民間施設については障害児保育対策費として特別支援児2人につき保育教諭等1人を配置するのに要する費用を基準として、障害の状況と対象児数に応じ助成している。

⑤ 延長保育（子育て支援部 幼保推進課、幼保運営課）

延長保育の需要に対応するため、認定こども園等において、基本保育時間を超える延長時間を設定し、延長保育を実施している。

⑥ 緊急一時保育（子育て支援部 幼保推進課）

保護者の入院などで緊急突発的に保育を必要とする場合、その児童が認定こども園や保育所などを一時的に利用できるよう調整を行っている。利用期間は原則的に30日以内とし、やむを得ない場合には30日を超えない期間で延長することができる。令和元年度は、公立10人、民間87人、計97人が入所した。

⑦ 一時預かり事業（子育て支援部 幼保推進課、幼保運営課）

児童福祉法第24条の規定による保育の実施を受けていない人や認定こども園等を利用していない就学前の児童で、保護者がパート就労等により、週1～3日だけ断続的に働いたり、あるいは保護者の傷病・災害・介護・冠婚葬祭・その他の理由（育児疲れ解消のためのリフレッシュなど）により家庭での育児が困難となった場合に保育する制度で、民間認定こども園・保育所（園）及び公立認定こども園（美原にしこども園）で実施している。

⑧ さかいマイ保育園事業（子育て支援部 幼保推進課）

妊娠中や子育て中の方の不安や悩みを軽減・解消するために、身近な認定こども園や保育所を“かかりつけの園”として登録してもらい、園が提供する各種子育て支援サービス（子育て相談、園庭開放、半日無料一時預かり保育等）を実施している。

⑨ 夜間保育（子育て支援部 幼保推進課）

保護者の多様な保育ニーズに応えるため、民間保育園1か所で夜間保育を実施している。午前11時から午後10時までの11時間の通常保育のほか、午前7時30分から午前11時までの間で延長保育を実施している。

⑩ 休日保育（子育て支援部 幼保推進課）

休日において家庭での保育が困難となる児童に対応するため、市内13か所の民間認定こども園・保育所・地域型保育事業実施施設で休日保育を実施している。

⑪ 民間認定こども園等への補助（子育て支援部 幼保推進課）

児童の処遇向上、児童の安全確保及び保育環境を改善するため、民間認定こども園・保育所・地域型保育事業実施施設に対し補助している。

⑫ 育児相談（子育て支援部 幼保運営課）

核家族化、少子化、都市化、地域や社会の相互扶助機能の低下に伴い、育児に悩む保護者などが増加している。このような現状を踏まえ、認定こども園・保育所でその専門性を活用し、面接・電話で保護者などの相談に応じている。

⑬ 地域における子育て支援事業（子育て支援部 幼保推進課、幼保運営課）

認定こども園・保育所が地域に開かれた社会資源として、各施設の有する専門的機能を地域住民のために活用することを目的に実施している事業で、保護者同伴のうえ園庭や保育室を使用しての園庭開放をはじめ、子育てに関する情報提供や育児講座、援助を行うことを希望する団体等と支援を受けることを希望する保護者との連携調整、また地域の子育て支援者に対する情報提供などを実施している。

(3) 認証保育所（子育て支援部 幼保推進課）

認証保育所は、多様な保育ニーズに対応でき、また利用者にとって利便性の良い認可外保育施設である。市が認証した認証保育所に対し「堺市認証保育所運営補助金交付要綱」により補助している。令和元年度は53,262千円を補助した。

認証保育所一覧

単位：人

施設名	所在地	電話	定員
マミーズアイ保育園さかいひがし園	堺区北瓦町2-3-8 堺東北條第2ビル2階	221-4150	37
合計1か所			37

(4) 堺市事業所内保育施設（子育て支援部 幼保推進課）

仕事と子育てを両立できる職場環境整備への取り組みが求められるなか、事業所の子育て支援として雇用する従業員の子ども及び地域の子どもを保育するため、堺市独自の基準を満たす施設（堺市事業所内保育施設）を設置する場合に、設置費と運営費の一部を補助している。令和元年度は運営費として5,580千円を補助した。

事業所内保育施設一覧

単位：人

施設名	所在地	電話	定員
つばさ保育園	中区学園町1番1号	254-9105（人事課）	10

(5) 病児保育事業（子ども青少年育成部 子ども育成課）

生後6か月から小学6年生までの病気の症状安定期又は病気回復期の児童で、保護者が勤務等の都合により家庭で育児を行うことが困難な場合に、当該児童を預かる病児保育事業を実施している。専用の保育施設で保育する施設型と、自宅などで保育する訪問型がある。

施設型

（令和2年4月1日現在）

施設名	ぐんぐん病児保育室 （ぐんぐんキッズクリニック）	病児保育室ぞうさん （堺市立総合医療センター 院内保育所内）	清恵会病児保育室めぐみ （清恵会病院内）
所在地	北区中百舌鳥町2-21 大休ビル2階	西区津久野町1-25-1	堺区南安井町1-1-1 清恵会病院5階
定員	12人	3人	6人
開設日 保育時間	月～金曜 午前8時30分から午後6時 30分	月～金曜 午前7時30分から午後6時 30分	月～金曜 午前8時30分から午後6時 30分
休室日	土曜・日曜・祝日・年末 年始・臨時休診日	土曜・日曜・祝日・年末 年始	土曜・日曜・祝日・年末 年始（12月29日から1月3 日まで）

施設名	病児保育室ゆめぼけっと （ぐんぐんキッズクリニック分院）	病児保育室ゆりかご
所在地	南区高倉台4-21-1	中区東山1042-1
定員	4人	6人
開設日 保育時間	月～金曜 午前8時30分から午後6時 30分まで	月～金曜 午前8時00分から午後6時 00分まで
休室日	土曜・日曜・祝日・年末 年始・臨時休診日	土曜・日曜・祝日・年末 年始

## 訪問型

事務局名	堺市訪問型 病児保育センター
所在地	堺区新町2-4小山電ビル2階
開設日 保育時間	月～土曜 午前8時から午後7時まで (日曜・祝日・年末年始・ センター事務局が必要と認 めて定めた日は休み)

## 2 地域子育て支援拠点 (子ども青少年育成部 子ども育成課)

### (1) 地域子育て支援事業

地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るために、育児不安等についての相談・交流の場の提供、地域の子育てサークル等への育成支援、地域の子育て情報の提供等を行う事業で、各区役所子育て支援課で実施している。なお、相談・交流の場として区役所子育てひろばを堺区を除く6区で開設している。

### (2) みんなの子育てひろば事業

子育て中の親の子育ての負担感の軽減等を図るため、子育て中の親子同士の交流、ひろばスタッフによる子育ての悩みの相談、また、地域の身近な子育て情報が収集できる場として、地域で子育て支援活動実績のある団体が市の補助を受けて運営している。令和2年4月1日現在で36か所。

### (3) キッズサポートセンターさかい事業

子どもと保護者が、「遊び」を出発点に気軽に集まり・交流し・相談できる子育て支援施設として、南海高野線堺東駅前の高島屋堺店9階(堺区三国ヶ丘御幸通59)で、堺市・高島屋・ボーネルンドの3者が共同運営している。

名 称	運営 主体	開設日時	対象者	概 要	連絡先
堺市つどい・ 交流のひろば (令和3年1 月末日で閉鎖 予定)	堺市	毎日 10:00～17:00 ※年末年始(12月30 日から1月3日まで) と高島屋堺店の店休 日を除く	12歳以下 の子ども とその保 護者(利 用無料) ※子どもだ け・大人 だけの利 用は不可	子育て家庭が集ま り、憩い・交流でき る場で、絵本コーナ ーや赤ちゃんひろば などがある。子育て 相談のほか、発達障 害に関する支援も実 施。	TEL・FAX 238-2050
ポーネルド あそびのせかい (令和2年 9月末日で営 業を終了して います)	ポーネ ルド	毎日 10:00～18:30 (18:00受付終了) ※高島屋堺店の店休 日を除く	6か月～ 12歳の子 どもとそ の保護者 (有料) ※子どもだ け・大人 だけの利 用は不可	世界中から集めたあ そび道具や運動施設 を使い、親子で楽し むことができる室内 あそび場。	TEL・FAX 238-2121
タカシマヤ わくわくプレ イス(令和3 年1月末日で 閉鎖予定)	高島屋	※開催イベントによ る	※開催イベ ントによる	ワークショップや親 子講座など、子育て 応援をテーマに、さ まざまなイベントを 開催。	TEL 238-2011 FAX 238-2077

### 3 母子・父子福祉

#### (1) 母子・父子家庭支援事業

##### ① ひとり親家庭等日常生活支援事業

(子ども青少年育成部 子ども家庭課、各保健福祉総合センター)

母子家庭・父子家庭・ひとり暮らしの寡婦で次のような事由で一時的に家事などが困難になった場合等に家庭生活支援員を派遣し、食事・掃除・買い物などの家事援助サービスを提供している。

- 社会的事由(疾病、看護、事故、災害、出張、冠婚葬祭など)
- 自立促進に必要な事由(技能習得のための通学、就職活動など)
- 母子家庭等となって間がなく、生活環境が激変し、日常生活を営むのに特に大きな支障が生じているとき
- 小学校就学前児童を養育しており、就業上の理由により帰宅時間が遅くなる場合

派遣回数は、派遣事由につき上限が30回、派遣回数1回当たりの家事援助の場合の利用時間の上限は3時間、派遣期間は、その事由が継続している期間で、母子家庭となって間がない場合を除き3ヶ月以内の派遣を行っている。年間利用時間の上限は150時間。

② **母子家庭等就業・自立支援センター事業**（子ども青少年育成部 子ども家庭課）

ひとり親家庭の母等に、就業相談、就業に必要な知識や技能習得を図る就業支援講習、就業情報提供など一貫した就業支援サービスを提供し、また、養育費等に関する相談、生活相談などを実施し、ひとり親家庭等への総合的支援を行っている。

令和元年度のセンター利用者数は、1,264人であった。

③ **堺市母子福祉資金・父子福祉資金・寡婦福祉資金貸付事業**

（子ども青少年育成部 子ども家庭課、各保健福祉総合センター）

母子家庭、父子家庭や寡婦の方などに対し、各保健福祉総合センターにおいて、ひとり親家庭の各種相談に応じるとともに、母子・父子・寡婦福祉資金12種類の貸付を行っている。

令和元年度の貸付状況は、貸付件数287件、総額189,763,147円であった。

④ **自立支援給付金事業**（子ども青少年育成部 子ども家庭課）

ひとり親家庭の父又は母の自立のために、就業に結びつきやすい技能や資格を取得し就業の機会を拡大することを目的に自立支援教育訓練給付金・高等職業訓練促進給付金・高等職業訓練修了支援給付金の給付事業を行っている。

令和元年度は、自立支援教育訓練給付金21件、高等職業訓練促進給付金82件、高等職業訓練修了支援給付金17件を支給した。

⑤ **ひとり親家庭学び直し支援事業**（子ども青少年育成部 子ども家庭課）

高等学校を卒業していない（中退を含む。）母子家庭の母、父子家庭の父又はその子が、高等学校を卒業した者と同等以上の学力を有すると認められる高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合において、民間事業者などが実施する対策講座の受講費用の軽減を図るために、給付金を支給する。

⑥ **ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付補助金事業**

高等職業訓練促進給付金の支給を受ける者に貸し付ける入学準備金及び養成機関の課程を修了し、資格を取得した場合に貸し付けるものを就職準備金として、貸付事業を実施する団体へ補助している。

(2) **母子生活支援施設**（子ども青少年育成部 子ども家庭課）

配偶者のない女子、またはこれに準ずる事情にある女子が、その監護すべき児童の福祉に欠けるところがあると認めるとき、その保護者と児童を入所させて保護するとともに、その世帯の自立を促進するために生活支援をすることを目的として設置される児童福祉施設である。本市内には、社会福祉法人の施設が1か所設置されている。

(3) **ひとり親家庭医療費助成制度**（第10章10-13頁同項参照）



(4) 女性相談（子ども青少年育成部 子ども家庭課、各保健福祉総合センター）

各区保健福祉総合センターに女性相談員を配置し、配偶者等からの暴力（DV）や離婚問題等日常生活を営むうえで様々な悩みを抱える女性に対し、幅広く相談に応じ支援を行っている。また、子どもを伴っての相談も多く、家庭相談員や母子・父子自立支援員などとともに、多様な問題に対応している。

令和元年度の相談件数は、1,934件であった。

(5) 堺市配偶者暴力相談支援センター（子ども青少年育成部 子ども家庭課）

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づき、専門の相談員が配偶者等からの暴力（DV）被害者の相談に応じている（平成24年7月開設）。

相談機関の紹介や被害者への支援策等の情報提供、助言、関係機関との連絡調整など、各区保健福祉総合センターの女性相談員等と連携して支援を行う。

令和元年度の相談件数は、195件であった。

専用ダイヤル：228-3943

## 4 児童手当・児童扶養手当

（子ども青少年育成部 子ども家庭課、各保健福祉総合センター）

(1) 児童手当

父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、中学校修了前（15歳に達した日以後最初の3月31日まで）の児童を養育している者に対して手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする（所得制限あり）。

所得制限限度額以上の場合は、当面の間、特例給付の支給をする。

給付内容

手当月額

（令和2年4月現在）

	所得制限限度額以内	所得制限限度額以上	施設入所等児童
3歳未満（一律）	15,000円／人	特例給付 5,000円／人	15,000円／人
3歳以上小学校修了まで 第1子・第2子	10,000円／人		10,000円／人
3歳以上小学校修了まで 第3子以降	15,000円／人		
中学生（一律）	10,000円／人		

（注）施設入所等児童については、所得制限限度額以上の場合であっても、上記金額を支給する。

## (2) 児童扶養手当

父母の離婚等により、父又は母と生計を異にする児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するとともに、児童の福祉の増進を図ることを目的に支給される。

なお、この制度でいう児童とは、18歳に達する日以後最初の3月31日までの児童をいい、児童に政令で定める程度の障害がある場合は、20歳未満の児童をいう。

(令和2年4月現在)

対象児童数	全部支給	一部支給
1人目	43,160円	43,150円 ～ 10,180円
2人目	10,190円を加算	10,180円 ～ 5,100円
3人目以降	1人増える毎に 6,110円を加算	1人増える毎に 6,100円 ～ 3,060円を加算

## (3) 令和元年度支給状況

区 分	児童手当		児童扶養手当	
	受給者数(人)	児童手当	53,758	全部支給
特例給付		5,112		一部支給停止
支給額(千円)		13,068,735	計	7,169
				5,027,907

(注) 受給者数は令和元年度末現在

## 5 障害児福祉

### (1) こどもリハビリテーションセンター (子ども青少年育成部 子ども家庭課)

心身に障害のある児童及びその疑いのある児童の早期療育体制の充実と福祉の増進を図るための総合施設として設置した。

#### ① 北こどもリハビリテーションセンター

旧肢体不自由児通園施設「あけぼの療育センター」を、診療所を併設した認可施設として、旧知的障害児通園施設「百舌鳥学園」の敷地内で建替え、肢体不自由児や知的障害児に対応できる機能を持った複合施設として北こどもリハビリテーションセンターが、平成15年4月に開所した。

平成31年4月に堺市立えのきはいむと堺市立北こどもリハビリテーションセンター第2もず園を統合。

所在地 西区上野芝町2-4-1  
 電話番号 279-0500  
 敷地面積 6,609㎡  
 開設年月日 平成15年4月1日



内部施設

ア 第1もず園…… (第11章11-19頁同項参照) 北こどもリハビリテーションセンター

イ 第2もず園……（第11章11-20頁同項参照）

ウ もず診療所

リハビリテーションの必要な子ども及びその疑いのある子どもを対象に診療や訓練を行っている。 診療科目：小児科 整形外科 リハビリテーション科

② 南こどもリハビリテーションセンター

昭和56年の国際障害者年を契機に、大阪府は、南區城山台5-1（泉北ニュータウン光明池地区）に障害者（児）福祉エリアを設定し、本市は、平成6年4月にこどもリハビリテーションセンターを開所した。平成15年4月に、南こどもリハビリテーションセンターと名称を変更した。

所在地 南區城山台5-1-4

電話番号 294-7942

敷地面積 5,871㎡

建築面積 2,850㎡

延床面積 5,575㎡

構造 鉄筋コンクリート造

地下1階、地上4階（本館）

開設年月日 平成6年4月1日

内部施設

ア 第1つぼみ園……（第11章11-20頁同項参照）

イ 第2つぼみ園……（第11章11-20頁同項参照）

ウ つぼみ診療所

リハビリテーションの必要な子ども及びその疑いのある子どもを対象に診療や訓練を行っている。 診療科目：小児科 整形外科 リハビリテーション科



○めだか親子教室

発達上、何らかのつまずきや課題がある子どもとその保護者を、「親子で遊ぶ」ことを中心としながら支援している。令和元年度は延べ2,778人の参加者があった（南・北こどもリハビリテーションセンターで実施）。

(2) 医療型児童発達支援センター（子ども青少年育成部 子ども家庭課）

肢体に不自由のある乳幼児等について、保育・訓練を行い、子どもたちの豊かな発達と自立を目的としている。

○第1もず園（指定管理者：社会福祉法人 堺市社会福祉事業団）

所在地 西区上野芝町2-4-1（北こどもリハビリテーションセンター内）

電話番号 279-0500

建築面積 1,584㎡

延床面積 3,727㎡

構造 鉄筋コンクリート造 地下1階、地上2階建

開設年月日 平成 15 年 4 月 1 日  
定 員 20 人 (令和 2 年 4 月現在)

○第 1 つぼみ園 (指定管理者：社会福祉法人 堺市社会福祉事業団)  
所在地 南区城山台 5-1-4 (南こどもリハビリテーションセンター内)  
電話番号 299-2031  
延床面積 2,846 m<sup>2</sup>  
開設年月日 平成 6 年 4 月 1 日  
定 員 30 人 (令和 2 年 4 月現在)

### (3) 福祉型児童発達支援センター (子ども青少年育成部 子ども家庭課)

知的発達に遅れのある幼児等について、保育・療育を行い、子どもたちの豊かな発達と自立を目的としている。

○第 2 もず園 (指定管理者：社会福祉法人 堺市社会福祉事業団)  
所在地 西区上野芝町 2-4-1 (北こどもリハビリテーションセンター内)  
電話番号 279-0500  
延床面積 2,784 m<sup>2</sup>  
開設年月日 平成 12 年 4 月 1 日 (平成 30 年 8 月 20 日から新施設)  
定 員 100 人 (令和 2 年 4 月現在)

○第 2 つぼみ園 (指定管理者：社会福祉法人 堺市社会福祉事業団)  
所在地 南区城山台 5-1-4 (南こどもリハビリテーションセンター内)  
電話番号 299-2031  
延床面積 1,490 m<sup>2</sup>  
開設年月日 平成 6 年 4 月 1 日  
定 員 50 人 (令和 2 年 4 月現在)

### (4) 障害児支援施策 (子ども青少年育成部 子ども家庭課)

2012年(平成24年)4月に児童福祉法が改正され、以下のとおり障害児支援の強化が図られた。

○障害種別で分かれていた障害児施設を、通所による支援を「障害児通所支援」、入所による支援を「障害児入所支援」にそれぞれ一元化(支援の概要は表1のとおり)

○障害児通所支援の実施主体を市町村へ移行

○在園期間の延長措置の見直しにより、18歳以上の障害児施設入所者については、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスを提供し、年齢に応じた適切な支援を提供。

○放課後等デイサービス・保育所等訪問支援の創設

○障害児相談支援の創設

表1 支援の概要

	支援の種類	支援の内容
障害児通所支援	児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う。
	医療型児童発達支援	児童発達支援（日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等）と治療を行う。
	放課後等デイサービス	就学児童を対象に、学校授業終了後や休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行う。
	保育所等訪問支援	児童発達支援を行う施設・事業所などの訪問支援員が、保育所、幼稚園、小学校など児童が集団生活を営む施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行う。
	居宅訪問型児童発達支援	重症心身障害児など外出することが困難な障害児を対象に、児童発達支援等を行う施設・事業所などの訪問支援員が、障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与などを行う。
障害児入所支援	福祉型障害児入所支援	保護、日常生活の指導、知識技能の付与等を行う。
	医療型障害児入所支援	保護、日常生活の指導、知識技能の付与及び治療等を行う。

<利用者負担の仕組み>

障害児支援の利用者負担は、所得に応じて次の区分の負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービス量に関わらず、それ以上の負担は生じない。

表2 負担上限月額

区分	世帯の収入状況		負担上限月額
(1) 生活保護	生活保護受給世帯		0円
(2) 低所得	市町村民税非課税世帯		0円
(3) 一般1	市町村民税所得割合計額 28万円未満世帯	通所支援利用の場合	4,600円
		入所施設利用の場合	9,300円
(4) 一般2	上記以外		37,200円

① 高額障害児通所（入所）給付費

同一世帯に在宅の障害福祉サービス費（障害者総合支援法）を受けている人と障害児通所（入所）給付費（児童福祉法）を受けている人がいる場合等に、世帯の負担を軽減する観点から、償還払い方式により、世帯における利用者負担を月額上限額まで軽減する。

## ② 生活保護への移行防止

各種の利用者負担軽減措置を講じても、定率負担や食費等を負担することにより生活保護の対象となる場合には、生活保護の対象とならない額まで定率負担の負担上限月額や食費等実費負担を引き下げる。

## ③ 補足給付

入所施設の食費及び光熱水費の実費負担額は施設ごとに設定されるが、実費負担額のうち、収入に応じた一定額を減額する措置が講じられる。

なお、減額した額については、市から施設へ補足給付として支払われる。

表3 障害児支援の利用状況 (令和2年3月実績)

支援の種類	利用人数	利用量
児童発達支援	617人	5,780人日
医療型児童発達支援	48人	353人日
放課後等デイサービス	1515人	20,695人日
保育所等訪問支援	32人	—
居宅訪問型児童発達支援	1人	—
福祉型障害児入所支援	6人	—
医療型障害児入所支援	12人	—

## (5) 発達障害者支援センター (子ども青少年育成部 子ども家庭課)

発達障害に関する支援の拠点として、本人、家族や関係機関等からの相談や、発達障害に関する関係機関向けの研修や市民向けの啓発活動を実施している。令和元年度は、相談・発達支援1,909件、就労支援1,010件、啓発・研修18件であった。

## (6) 発達障害者(児)支援事業 (子ども青少年育成部 子ども家庭課)

発達障害の早期発見・早期支援を推進するため、「4・5歳児発達相談」を実施するとともに、発達支援コーディネーターが関係機関と連携し、発達障害児とその家族を支援している。

また、養育者勉強会(短縮版ペアレント・トレーニング)、「あい・ふぁいる」活用セミナー、情報提供、超早期療育事業を行っている。

## (7) 発達障害啓発事業 (子ども青少年育成部 子ども家庭課)

広く市民へ発達障害の正しい理解と対応方法や相談機関等の周知を図るため、4月2日から8日の「発達障害啓発週間」に合わせて、講演会、ブルーライトアップ、リーフレットの配布等の啓発活動を行う。

## (8) 在宅乳幼児親子教室

(子ども青少年育成部 子ども家庭課、各保健福祉総合センター)

保健センターにおける健康診査等により、児童の発達について経過観察又は集団指導が必要とされる在宅乳幼児及びその保護者を対象に実施している。令和元年度は、90回実施し、延999人の参加

があった。

**(9) 堺市障害児施設入浴サービス事業（子ども青少年育成部 子ども家庭課）**

中学生及び高校生又はこれらを卒業した者のうち18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者で、自宅での入浴が困難な障害児に施設での入浴を提供し、当該障害児及びその家族の福祉の向上を図る。

**(10) 堺市障害児等療育支援事業（子ども青少年育成部 子ども家庭課）**

障害児の地域における生活を支えるため、居宅等への訪問療育等指導、外来による療育等指導、障害児通所支援事業所や保育所等への施設支援指導を実施し、当該障害児及びその家族の福祉の向上を図る。

**(11) あい・さかい・サポーター養成事業**

（子ども青少年育成部 子ども家庭課、子育て支援部 幼保運営課）

地域の認定こども園・保育所・幼稚園・学校・障害児支援事業所等、子どもの発達支援に携わるすべての機関において、発達障害など特別な支援を必要とする子どもとその家族に適切な支援が行えるよう2か年の専門研修を実施し、支援力の向上を図るとともに、各機関及び地域において中核となるサポートリーダーを養成する。また、サポートリーダーを対象に、スキルアップを目的としたフォローアップ研修を実施する。

**(12) 障害児通所支援事業者育成事業（子ども青少年育成部 子ども家庭課）**

指定障害児通所支援事業者等を対象として、障害児の発達支援・訓練等に関する助言、指導及び研修等を実施することにより、事業所職員の支援技術の向上を図るとともに、指定基準並びに各ガイドラインに基づいた障害児通所支援を推進し、障害児の発達支援に資することで障害児通所支援事業の質の向上を図る。

**(13) 発達障害医療機関等支援事業（子ども青少年育成部 子ども家庭課）**

円滑な発達障害の診療体制を整備するため、発達障害の高度な専門性を有する医療機関を中心とした医療のネットワークを構築し、医療関係者に向けた研修や医療支援及び受診を希望する当事者等に対する情報提供等を実施することにより、発達障害に対応できる専門的な医療機関の確保を図る。

また、発達障害者等が日頃より受診する診療所の主治医等の医療従事者等に対して、発達障害に関する国の研修（国立精神・神経医療研究センターで実施している「発達障害早期総合支援研修」、「発達障害精神医療研修」、「発達障害支援医学研修」）の内容を踏まえた研修を実施し、どの地域においても一定水準の発達障害への対応を可能とする。

**(14) 医療的ケア児等コーディネーター養成研修事業**

（子ども青少年育成部 子ども家庭課）

人工呼吸器を装着している障害児、その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児や、重症心身障害児（以下「医療的ケア児等」という。）が地域で安心して暮らしていけるよう、医療的ケア児等に対する支援が適切に行える人材を養成するとともに、医療的ケア児等の支援に携わる保健、医療、福祉、教育等の関係機関等の連携体制を構築することにより、医療的ケア児等の

地域生活支援の向上を図る。

## 6 その他の児童福祉

### (1) 助産制度（子ども青少年育成部 子ども家庭課）

経済的理由などによって出産費用が捻出できないような場合、申し込みにより指定の病院・助産院を利用することができる制度である。これに要する費用は国で定めた費用(対象経費)と慣行料金との間にかなりの差があり、本市では慣行料金との差額も給付している。

① 令和元年度入所状況 入所 207件 給付総額 101,508千円

### ② 自己負担金

「堺市児童福祉法施行細則」の基準額表により次のとおり徴収する。

階層	税額等による階層区分		負担金
A	生活保護法による被保護世帯		—
B	市町村民税非課税世帯		出産一時金×0.2 +2,200円
C	所得税非課税世帯・市民税均等割のみの世帯（健康保険の出産一時金が404,000円未満の世帯）		〃 × 0.3+4,500円
D	1	所得課税世帯（健康保険の出産一時金が404,000円未満の世帯）	所得割額9,000円以下 〃 × 0.5+6,600円
	2		所得割額9,001円以上 19,000円以下 〃 × 0.5+9,000円

### (2) ちびっこ老人憩いの広場（子ども青少年育成部 子ども育成課）

幼児に適切な遊び場を提供して、その健全な育成を図り、あわせて事故等の危険から幼児を守るとともに、高齢者のための憩いの広場とすることを目的とし、遊具等の整備に対する助成を行っている。令和2年4月1日現在で62ヶ所。

### (3) 家庭児童相談室（子ども青少年育成部 子ども家庭課、各保健福祉総合センター）

児童の養育上の問題、障害児の療育等について、相談・助言・訪問・指導及び利用できる施設・制度の案内を行っており、各保健福祉総合センターに設置している。

令和元年度は60,523件の相談があった。

### (4) 交通遺児手当（子ども青少年育成部 子ども家庭課）

交通事故により父母等を失った市内に住所を有する義務教育終了前の児童を養育する者に対し、1人月額7,000円の交通遺児手当を支給している（基金額185,400千円）。令和2年度より対象遺児の年齢制限を「18歳になった最初の3月31日まで」とし、支給額を「1人月額8,000円」とする。

令和元年度は13世帯、総額1,092千円を支給した。



(5) 子ども虐待の防止事業

(子ども青少年育成部 子ども家庭課、子ども相談所、各保健福祉総合センター)  
虐待を受けている子どもや支援を必要としている家庭を早期発見し、適切な保護や支援を図ることを目的に、福祉、教育、保健、医療、警察などの関係機関で構成する「堺市要保護児童対策地域協議会」を設置し、虐待の発見・通告からサポートに至るまでの諸施策を推進している。また、11月の児童虐待防止推進月間を中心に啓発事業を行い、児童虐待防止について市民の意識啓発を図る。

なお、本市においては、「女性に対する暴力をなくす運動」との共同によるオレンジ&パープルリボンキャンペーンを実施し、人権擁護の観点から虐待・暴力の根絶に向けた運動をすすめている。

また、DVについても、子ども虐待と密接な関係を有することから、DV関係各課と連携を図り、適切に対応していく。

(6) 児童家庭支援センター（「子ども家庭支援センター清心寮（愛称 リーフ）」）

(子ども青少年育成部 子ども家庭課、子ども相談所)

児童福祉法に基づき、子ども相談所をはじめとする関係機関と連携しながら、地域の児童福祉に関する様々な問題について相談に応じるとともに、児童養護施設退所後の児童等に対する支援も行っている。本市においては、児童養護施設清心寮に附置されている。

施設名	所在地	経営主体	開設年月日
子ども家庭支援センター清心寮 (愛称 リーフ)	北区東上野芝町2-499 電話 252-3521	(福)大阪児童福祉事業協会	平成19年3月21日

(7) 施設措置に伴う業務 (子ども青少年育成部 子ども家庭課、子ども相談所)

① 要保護児童を対象とする児童福祉施設

ア. 児童養護施設

児童養護施設は、児童福祉法に規定される児童福祉施設の一つで、保護者のいない児童、虐待されている児童、その他環境上養護を要する児童を入所させて、その自立を支援することを目的とする施設である。本市内には、社会福祉法人の施設が4か所設置されている。

児童養護施設一覧 ※地域小規模児童養護施設1か所(定員6名)を含む 単位：人

施設名	所在地	電話	定員
愛育社	中区八田南之町 219	278-5856	70
泉ヶ丘学院	中区平井 482	278-0374	90
清心寮	北区東上野芝町 2-499	252-2794	42※
東光学園	中区土塔町 2028	237-6161	110
合 計			312

## イ. 里親

里親とは、保護者の疾病や経済的理由などのさまざまな理由のために家庭で暮らすことができない子どもたちを、保護者に代わって家庭で養育する児童福祉法上の制度である。子ども相談所では、里親希望者の相談を受けて、希望者が里親の要件を満たしているか否か等の調査を行い、養育里親及び養子縁組里親希望者の場合は厚生労働省が定める基準に基づく里親研修(施設実習を含む)を受講してもらい、堺市社会福祉審議会里親審査部会に諮問した上で、里親登録を行う。

子どもの里親委託に関しては、里親登録者の希望も聞きながら、対象の子どもを決めていき、施設への面会や外泊を重ね、関係機関とも協議しながら決定する。

また、里親会の事務局を里親支援機関事業(子ども家庭支援センター清心寮)内に置き、里親同志の交流の促進を支援している。加えて、市民に対して啓発活動を実施するなど里親制度の推進に努めている。

令和2年3月31日現在、堺市には、72組の里親が登録されている。また委託児童数は44人(堺市外の里親への委託児童も含む。)である。

## ② 児童養護施設等への支弁及び補助

### ア. 措置費の支弁

児童福祉法第27条第1項第3号、第33条第1項及び第2項に規定する措置をとった場合における同法第50条第7号及び第8号に規定するその児童等の入所後の保護又は委託後の養育につき、同法第45条の最低基準を維持するための費用(措置費)を、国の定める単価に基づき、児童養護施設等へ支弁している。

### 児童保護措置費支出状況

単位：人・円

初日措置 延人員	措置費支出額	うち国庫負担対象額
		4,208

## イ. 児童養護施設利用者等サービス向上支援事業補助

児童養護施設における身体障害等を有する児童のための生活援助事業に対し、その経費の一部を補助している。

単位：箇所・円

補助事業名称	対象施設箇所数	補助金額
身体障害等を有する児童のための生活援助事業	3	14,615,195

## ③ 徴収金基準月額

児童養護施設等の児童福祉施設への児童の措置に要する費用は「堺市児童福祉法施行細則」により次のとおり定めている。

各月初日の被措置児童及び入所者の属する世帯の階層区分		徴収金基準月額	
		入所施設	児童自立支援施設通所部、情緒障害児短期治療施設通所部及び自立援助ホーム
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている世帯	0円	0円
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税が非課税の世帯	2,200円	1,100円
C	A階層を除き当該年度分の市町村民税の所得割が非課税世帯(均等割のみ課税)	4,500円	2,200円
D1	A階層及びC階層を除き前年分の所得税が課税の世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	9,000円以下	6,600円
D2		9,001円～27,000円	9,000円
D3		27,001円～57,000円	13,500円
D4		57,001円～93,000円	18,700円
D5		93,001円～177,300円	29,000円
D6		177,301円～258,100円	41,200円
D7		258,101円～348,100円	54,200円
D8		348,101円～456,100円	68,700円
D9		456,101円～583,200円	85,000円
D10		583,201円～704,000円	102,900円
D11		704,001円～852,000円	122,500円
D12		852,001円～1,044,000円	143,800円
D13		1,044,001円～1,225,500円	166,600円
D14		1,225,501円～1,426,500円	191,200円
D15		1,426,501円以上	措置費全額

## (8) 子育て短期支援事業

(子ども青少年育成部 子ども家庭課、各保健福祉総合センター)

### ① 短期入所生活援助(ショートステイ)事業

保護者が疾病、出産、看護、事故、育児不安、育児疲れ等の社会的事由により、家庭での養育が一時的に困難となった家庭の児童や、緊急一時的に保護を必要とする母子が、原則7日以内を限度として指定施設(児童養護施設等)への入所利用ができる制度である。

令和元年度利用状況 児童42人 委託料総額 2,464,000円

### ② 夜間養護(トワイライトステイ)等事業

保護者の仕事等が恒常的に夜間又は休日にわたる家庭の児童を対象に指定施設(児童養護施設等)に通所利用できる制度である。

ア 夜間養護——夕方から概ね午後10時までの通所利用、又は夜間から引き続き宿泊を伴う通所利用

イ 休日預かり——休日（土、日、祝）の日中に利用

令和元年度利用状況 夜間養護37人 休日預かり14人 委託料総額 815,850円

**(9) ファミリー・サポート・センター事業（子ども青少年育成部 子ども育成課）**

保護者が仕事と育児を両立できる環境づくりを目的とした、子育ての応援をしたい方（提供会員）と、子育ての応援を受けたい方（依頼会員）による相互援助活動を行う事業である。

提供会員はさかいチャイルドサポーター（子育て援助活動支援）研修を修了した上で、会員登録講習を受講し、会員資格を得て、また、依頼会員は会員登録講習を受講し、会員資格を得て、保育開始前及び保育終了後の子どもの送迎や預かりなどの活動を行う。

なお、利用料金は1時間につき700円を依頼会員が提供会員に直接支払う。

**(10) 子ども医療費助成制度（第10章10-14頁同項参照）**

**(11) 子育てアドバイザー派遣事業（子ども青少年育成部 子ども育成課）**

子育てに関する不安、子どもへの虐待、その他児童の養育上の問題を抱える家庭及び地域で自主的に運営されている子育てサークルなどに対して、適切な子育て相談、支援等を行う子育てアドバイザーを派遣している。また、支援等が必要な家庭を早期に把握し、当該家庭に対する見守りや適切な支援につなげるため、一定時期に子育て家庭を訪問する活動なども行っている。令和元年度の派遣回数は2,599回であった。

**(12) 育児支援ヘルパー派遣事業（子ども青少年育成部 子ども育成課）**

妊娠中や出産後の心身の負担により家事又は育児を行うことが困難である家庭に育児支援ヘルパーを派遣し、当該家庭の家事又は育児を援助している。令和元年度の派遣回数は2,789回であった。

**(13) 乳児家庭全戸訪問事業（子ども青少年育成部 子ども育成課）**

乳児のいる家庭の孤立化を防ぎ、地域の中で健やかに育成できる環境の整備を図るため、新生児訪問指導と併せて、生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供などを行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行う。

訪問者としては、保健師や助産師のほか、身近な地域の保育施設の保育士等である「こんにちは赤ちゃん訪問従事者」などが訪問する。

**(14) 堺市子育て支援情報総合サイト事業（さかい☆HUGはぐネット）**

（子ども青少年育成部 子ども企画課）

市ホームページ内「さかい☆HUGはぐネット」で、堺市の子育て支援や青少年健全育成に関する情報を一元化し、提供する。

**(15) 子育て支援情報発信事業（さかい子育て応援アプリ）**

（子ども青少年育成部 子ども企画課）

堺市の子育て支援情報をコンパクトに凝縮したスマートフォンアプリ「さかい子育て応援アプリ」を活用し、イベント情報をはじめ子育て支援施設の情報、保育施設や病児保育室の空き状況、健診や予防接種の時期など、楽しく安心して子育てができる情報を一人ひとりの状況に応じてタイムリーに分かりやすく提供する。

**(16) 実費徴収に係る補足給付を行う事業（子育て支援部 幼保推進課）**

生活保護世帯を対象に、認定こども園等の新制度移行園を利用する際に保護者が施設へ支払うべき行事参加費等の実費徴収に係る費用の一部を給付する。また、低所得世帯・多子世帯を対象に、私立幼稚園（私学助成対象園）を利用する際に保護者が施設へ支払うべき副食費の一部を給付する。

**(17) 子ども食堂ネットワーク構築事業（子ども青少年育成部 子ども企画課）**

子ども食堂の実施団体や支援機関等によるネットワークを構築し、情報発信、スタッフ向け研修、食材の寄付やボランティアの仲介などを実施するとともに、子ども食堂の開設に要する経費を補助することで子ども食堂の開設や運営を支援する。

**(18) さかいチャイルドサポーター育成事業（子ども青少年育成部 子ども企画課）**

国の「子育て支援員」制度に基づき、多様な子育て支援分野に関して必要となる知識や技能等を習得するための研修を行う。研修修了者に対しては、全国の自治体で効力をもつ「子育て支援員」の修了証書を交付する。

**(19) さかい子育て応援団事業（子ども青少年育成部 子ども企画課）**

地域社会全体で子育て家庭を応援し、子どもを生き育てやすい環境整備を推進するため、市内で子育て家庭の応援に取り組んでいる企業・団体などをさかい子育て応援団として登録し、取り組み内容を市の公式フェイスブックなどで情報発信している。

**(20) 児童自立支援施設整備事業（児童自立支援施設整備室）**

非行や家庭環境などに問題を抱える本市の子どもを入所させ、子どもに寄り添った適切な指導と、健全育成に向けた支援を実施するための施設を整備することとしていたが、令和元年8月、大阪府との連携、子どもの受入れ体制の確保、施設整備費用を考慮して、施設整備を中断し、大阪府と事務委託継続に向けた協議を行っている。

## 7 子ども青少年の育成

### (1) 堺元気づづくり推進事業（子ども青少年育成部 子ども育成課、

教育委員会学校教育課 生徒指導課との共管事業）

青少年に豊かな心と生きる力を育むことを目的に、学校園・家庭・地域が協働した地域ぐるみの青少年健全育成に向けた取り組みを推進し、地域の教育力を活性化させるため、中学校区単位（43校区）に設置されている青少年健全育成組織に対し活動事業費を補助する。

### (2) 青少年関係団体支援事業（子ども青少年育成部 子ども育成課）

地域が一体となり未来を担う青少年の健全育成活動を推進するため、堺市青少年指導員連絡協議会及び各小学校区青少年指導員会（93校区）に対し活動事業費を補助する。堺市青少年指導員連絡協議会については、事務局を子ども育成課に置く。

### (3) 成人式（子ども青少年育成部 子ども育成課、各区役所自治推進課との共管事業）

20歳になった若者の前途を社会全体で祝福するとともに、新成人が区域のまちづくりの重要な担い手として、さらには将来の社会を支える重要な一員として自らも自立し、そのための責任を自覚する場として、各区に会場を設け、成人の日に「成人式」を開催する。

### (4) こども110番（子ども青少年育成部 子ども育成課）

子どもたちが安心して暮らせる環境を確保するため、自治会を通して、子どもがよく通る道や通学路沿いにある住宅・商店を中心とした協力者（約9,000軒）に小旗を配布し、子どもの安全確保を図る。

また、市公用車約600台に110番ステッカーを貼付し、犯罪の未然防止と防犯意識の高揚を図るとともに、子どもの安全確保に努めている。



### (5) 堺市ユースサポートセンター（子ども・若者総合相談センター・堺地域若者サポートステーション）

（子ども青少年育成部 子ども家庭課）

ひきこもり、不登校などの困難を抱える子ども・若者が健やかに成長し、社会生活を円滑に営むことができるよう支援するため、学齢期から就労期に至るまでの一貫した相談支援の窓口として、堺市ユースサポートセンター（子ども・若者総合相談センター・堺地域若者サポートステーション）を設置。本人、家族等からの相談や就労支援、研修啓発活動を実施している。

### (6) 青少年活動振興事業（子ども青少年育成部 子ども育成課）

青少年が豊かな自然環境のもと共同生活を通じて交流を深め、創造力・社会性・協調性などを養うため、自然体験活動の場を提供する。

#### ① 堺市青少年活動振興協会

宿泊やデイキャンプ等を主催事業として実施。企業会員、団体会員、個人会員により構成し、事

務局を子ども育成課に置く。

② 堺市東吉野キャンプ場管理運営

友好都市である東吉野村内ふるさと村においてサマーシーズン中にキャンプサイトを設置している。

(7) 青少年センター・青少年の家（子ども青少年育成部 子ども育成課）

① 実施事業

青少年の諸活動に対する貸館業務、青少年の自主的・自発的な諸活動の振興、啓発及び相談、青少年の組織的な団体活動の育成、指導及び助言、その他設置目的達成のために必要な事業。

平成20年4月から指定管理者制度を導入。平成31年4月からは公益財団法人大阪YMCAが指定管理者として管理運営を行っている。



青少年センター



青少年の家

② 施設の概要

区 分	青少年センター	青少年の家
所在地	堺区柳之町西 1-3-19	南区片蔵 32
電話番号	229-5120	292-0010
FAX番号	228-5244	292-3825
敷地面積	4,091 m <sup>2</sup>	11,402 m <sup>2</sup>
建築面積	996 m <sup>2</sup>	1,199 m <sup>2</sup>
延床面積	1,939 m <sup>2</sup>	2,935 m <sup>2</sup>
開設年月日	昭和 37 年 9 月 29 日	昭和 61 年 6 月 1 日
構造	鉄筋コンクリート造 4 階建	鉄筋コンクリート造 4 階建 (体育室 木造平家建)
休館日	月曜日、年末年始	

③ 令和元年度利用状況

単位：人

区 分	主催事業	団体利用	個人利用	図書室(*)	合計
青少年センター	23,852	30,635	21,910	24,881	101,278
青少年の家	17,072	42,881	37,934		97,887

(\*)所管は、教育委員会事務局

(8) 日高少年自然の家（子ども青少年育成部 子ども育成課）

① 実施事業

少年に対する集団宿泊訓練その他自然学習等に関する諸事業、その他設置目的達成のために必要な事業

平成 17 年 4 月から指定管理者制度を導入。平成 31 年 4 月からは公益財団法人大阪 YMC A が指定管理者として管理運営を行っている。

④ 施設の概要

所在地 和歌山県日高郡日高町志賀 3794  
 電話番号 0738-64-2871  
 敷地面積 7,291 m<sup>2</sup> 建築面積 2,339 m<sup>2</sup>  
 延床面積 3,839 m<sup>2</sup>  
 構造 鉄筋コンクリート造 2 階建  
 開設年月日 昭和 50 年 5 月 1 日  
 休館日 月曜日、12 月～2 月まで  
 ※3 月～11 月までは原則開館



日高少年自然の家

③ 対象者

- ア. 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校の幼児、児童、生徒又は学生の団体
- イ. 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条に規定する保育所の児童の団体
- ウ. 5 人以上の少年の団体
- エ. 少年及びその指導者からなる団体
- オ. 指導者を含む 5 人以上の団体
- カ. その他、市長が適当と認める団体

⑤ 令和元年度利用状況

単位：人

団体数（団体）	利用者延人数		
	20 歳未満	20 歳以上	合計
202	23,232	4,202	27,434

8 母子保健

(1) 妊娠の届出と母子健康手帳の交付、転入時（妊婦・乳幼児）面接

（子ども青少年育成部 子ども育成課、各保健センター）

妊娠・出産・育児期の母と子の健康状態を記録するため、保健センターでの妊娠の届出の際に母子健康手帳を交付している。妊娠の届出をされた方に保健師等が全数面接し、妊娠中及び産後の保健指導を行うとともに、支援が必要な方を把握し適切な支援につなげている。さらに転入された方に対しても同様に面接を行っている。

令和元年度 妊娠届出数 6,209 件 母子健康手帳交付数 6,283 件  
 転入時面接数 1,644 人



## (2) 健康診査事業

### ① 妊産婦・乳児一般健康診査事業（子ども青少年育成部 子ども育成課）

母子保健法第 13 条の規定に基づき妊産婦及び乳児の健康診査を大阪府内の医療機関等に委託し、妊婦（健診計 14 回）・産婦（健診計 2 回）・乳児（前期・後期の計 2 回）の健康診査及び新生児聴覚検査を実施している。

なお、里帰り出産等の理由により、大阪府外の医療機関等で受診した妊産婦健康診査・乳児一般健康診査及び新生児聴覚検査についても、本人（乳児一般健康診査・新生児聴覚検査の場合は保護者）の申請に基づく償還払いの方法により公費負担の対象にしている。

#### 令和元年度妊産婦・乳児一般健康診査・新生児聴覚検査実施状況

##### ア. 妊婦健康診査

受診者数（人）								府外受診者数 （人）
I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	
5,980	延 22,940	5,512	延 16,403	5,521	4,804	5,137	5,388	延 3,120

（注）健診 I・II 5 回・III・IV 3 回・V・VI・VII・VIII

##### イ. 産婦健康診査

受診者数（人）		府外受診者数 （人）
I	II	
5,016	5,348	延 534

（注）・H29 年 10 月より実施。

・ I とは産後 2 週間前後、II とは産後 1 か月前後に受ける健診である。

##### ウ. 乳児一般健康診査

受診者数（人）		府外受診者数（人）	
前期	後期	前期	後期
5,290	5,676	461	2

（注）乳児一般健康診査の前期とは 1～3 か月児健診、後期とは 9～11 か月児健診である。

##### エ. 新生児聴覚検査

受検者数（人）		府外受検者数（人）	
ABR	OAE	ABR	OAE
1,237	973	67	26

（注）・R1 年 10 月より実施。

### ② B 型肝炎母子感染防止対策（子ども青少年育成部 子ども育成課）

妊婦健康診査（I）時に、大阪府内の医療機関に委託して、B 型肝炎ウイルスの HBs 抗原検査を無料で行っている。

#### 令和元年度 HBs 抗原検査実施状況

受診者数（人）	陽性者数（人）	陽性率（％）
6,014	4	0.07

③ 乳幼児健康診査（子ども青少年育成部 子ども育成課、各保健センター）

乳幼児に対し健康の保持増進のため、疾病の早期発見及び早期治療を促進するための健康診査を行っている。また未受診児については保健師が家庭訪問などを行って子どもの発育・発達や育児状況の把握を行っている。

令和元年度乳幼児健康診査状況

単位：人

区 分	受診者数	受診率 (%)	健康管理を要する者（所見有）数
4 か月児健康診査	5,513	98.9	1,567
1歳6か月児健康診査	5,960	97.9	2,812
3 歳児健康診査	5,791	96.4	1,693

④ 乳幼児精密健康診査（子ども青少年育成部 子ども育成課）

健康診査の結果、疾病や心身の発達異常の疑いがあった乳幼児を対象に、委託医療機関で精密検査を行っている。検査に係る費用は公費で負担している。

令和元年度 精密健康診査受診者数 1,578 人

(3) マス・スクリーニング検査事業（子ども青少年育成部 子ども育成課）

先天性代謝異常等検査事業

フェニルケトン尿症等の先天性代謝異常、先天性副腎過形成症又は先天性甲状腺機能低下症を早期に発見し、適切な治療が早期に行えるように新生児を対象に血液によるマス・スクリーニング検査を実施している。

令和元年度 新規検査件数 5,691 件 精密検査紹介件数 8 件

(4) 妊産婦・乳幼児等保健指導事業

（子ども青少年育成部 子ども育成課、各保健センター）

① 妊産婦保健指導

妊産婦に対し、健康の保持増進のための保健指導を行っている。

令和元年度妊産婦保健指導状況

単位：人

妊 婦		産 婦	
本年初回被指導実人員	被指導延人員	本年初回被指導実人員	被指導延人員
8,599	8,814	4,818	5,274

② 妊婦教室

保健指導、栄養指導や歯科指導を行い、出産や子育てに向けての情報を提供している。同時に、妊婦間の交流の場となり、出産後の育児仲間づくりにつながるよう働きかけている。

令和元年度 実施状況 （市内8保健センターで実施）

開設延数 102 回 参加者延数（夫）146 人（妊婦）921 人（その他）36 人

③ **パパの育児教室**

妊婦と夫、婚約中の方などを対象に、男女協働による子育てを啓発している。男性を中心に沐浴指導や子育て体験（抱き方、おむつ交換、衣服の着せ方）を行っている。

令和元年度 開催回数 5回 参加者数 805人

④ **新生児等訪問指導**

新生児（生後4週未満）等の養育支援を行うため、希望者に対して、助産師や保健師が家庭を訪問し、相談、指導を行っている。

令和元年度 新生児等訪問指導実人員 3,522人

⑤ **低出生体重児等訪問指導**

子育ての不安を解消するため、母子健康手帳添付の出生連絡票や医療機関からの連絡により低出生体重児（体重2,500g未満の児）等を保健師が訪問し、養育等の相談、指導を行っている。

令和元年度 低出生体重児等訪問指導実人員 404人 延 496人

⑥ **乳幼児保健指導**

身体・精神発達や子育て環境に問題のある乳幼児に適切な育児が行われるよう、保健師が家庭訪問等により状況を把握し、必要な指導を行っている。訪問は他機関からの育児不安・虐待・発育発達状況・障害等に関する連絡や、健診結果による経過観察児、健診未受診児を対象としている。

令和元年度 保健指導延人員 乳児 10,534人 幼児 17,218人

⑦ **心理（発達）相談・2歳児相談**

1歳6か月児、3歳児健康診査時の結果、発達面で支援の必要な方に心理職が個別に発達状況を確認し、助言・指導を行っている。

令和元年度

心理（発達相談） 開設回数 496回 新規相談人員 621人 継続相談人員 183人

2歳児相談 開設回数 109回 延 450人

⑧ **プレ赤ちゃん広場**

一人で悩みがちな母親の仲間づくりを支援するため、育児相談や参加者同士の情報交換、交流を行っている。

令和元年度 実施状況 単位：回・人

プレ赤ちゃん広場	
開催回数	参加延人数
82	2,097

（注）・参加延人数は保護者と子どもである。

⑨ **療育指導**

4か月児健康診査時等に股関節脱臼などの身体機能障害のおそれがある乳幼児を対象に、障害の早期発見、早期治療を図るため、健康診査等を行っている

令和元年度 受診者数 80人

(5) S (子ども青少年育成部 子ども育成課)

乳幼児を対象に、問診や検査等を行い、気管支ぜん息等の発症防止のための適切な指導を行っている。

令和元年度実施状況

単位：人

	受診者数	アレルギー・ぜん息素因者数	アレルギー・ぜん息教室参加者数
4か月児健診	5,513	-	75
1歳6か月児健診	5,960	841	5
3歳児健診	5,791	942	1

(注) 環境保全機構における本事業の見直しに伴い、平成27年度から、4か月児のアレルギーぜん息素因者数の集計は行っていない。

(6) 医療費等の給付及び助成事業 (子ども青少年育成部 子ども育成課)

① 養育医療費の給付

体重が2,000g以下などで、入院が必要な養育医療の給付対象児に、指定医療機関で行った医療の費用(自己負担分)を所得に応じて公費負担している。

令和元年度 給付件数 144件

② 療育医療費の給付

長期入院治療を必要とする結核罹患児童(18歳未満)を対象に、指定医療機関において必要な医療を行うとともに学用品、日用品の給付を行い、これに要した費用(自己負担分)を所得に応じて公費負担している。

令和元年度 給付件数 0件

③ 自立支援医療費(育成医療)の支給

身体に障害のある児童(18歳未満)を対象に、医療に要した費用を所得に応じて公費負担している。(原則として費用の1割は自己負担)。対象となる障害は、肢体不自由、視覚障害、聴覚障害、音声言語障害、内臓障害である。日常生活能力を得るための治療が対象で、内科的治療は除く。

また、受給者のうち、補装具治療の必要な児童には、これに要した費用(自己負担金額を除く)を支給している。

令和元年度 支給件数 235件

④ 特定不妊治療費助成事業

特定不妊治療以外の治療法では妊娠の見込みがないか、又は、極めて少ないと医師に診断されている法律上の夫婦で、一定の要件を満たす方を対象に、指定医療機関で特定不妊治療に要した費用の一部を助成している。

令和元年度 助成件数 1,007件

## (7) 不妊症・不育症支援事業（子ども青少年育成部 子ども育成課）

不妊症や不育症で悩む夫婦に対し、不安や悩みの軽減を図るとともに、適切な時期に必要な検査や治療を自ら選択し、受けることができるように助産師による不妊症・不育症相談を行っている。

令和元年度相談件数 12 件

## 9 子ども相談所（児童相談所）

都道府県及び政令指定都市には、児童福祉法第12条に基づき児童相談所を設置する義務が課せられている。堺市においては、平成18年4月に「子ども相談所」を開設し、平成19年8月に一時保護所を開設した。子ども相談所は平成24年4月に健康福祉プラザ3階に移転している。

所在地 堺区旭ヶ丘中町4丁3-1  
健康福祉プラザ3階  
電話番号 245-9197  
敷地面積 835.43㎡  
開設年月日 平成18年4月1日



### (1) 業務等内容

#### 子ども相談所

#### ① 児童相談

子どもに関する様々な問題について、家庭や学校、その他からの相談に応じている。相談は内容により、養護相談（児童虐待相談、その他の相談）、保健相談、障害相談（肢体不自由相談、視聴覚障害相談、言語発達障害等相談、重症心身障害相談、知的障害相談、発達障害相談）、非行相談（くび行為等相談、触法行為等相談）、育成相談（性格行動相談、不登校相談、適性相談、育児・しつけ相談）、その他の相談に分類される。

#### ② 調査・診断・判定・指導

子ども及び家庭について、児童福祉司による調査に基づく社会診断、児童心理司による心理診断、医師による医学診断、その他の診断をもとに総合診断を行い、問題の改善についての指導を行う。指導には、児童福祉司指導、助言指導、継続指導（心理療法・カウンセリング・面接・集団指導等）等がある。また、児童の療育手帳や各種証明書に関する判定も行っている。

#### ③ 一時保護

子どもの生命の安全確保等、緊急に子どもの保護が必要な場合や、適切な援助指針を定めるために行動観察を行う必要がある場合、生活指導・心理指導等が必要な場合等に一時保護を行う。

#### ④ 施設措置

子どもの健全な育成を図るため、必要に応じて、児童福祉法に基づき、子どもを児童福祉施設に入所させたり、あるいは里親等に委託を行っている。なお、虐待等の場合で施設入所措置について

保護者の同意が得られない場合、児童福祉法第28条により、家庭裁判所に入所承認の申立を行う。  
保護者の前年度の課税状況等に応じて徴収金を徴収している。

## ⑤ その他の事業

### ア. 子ども虐待ダイヤル事業

子ども虐待ダイヤルで児童虐待に関する通告・相談を24時間365日体制で受け付けている。  
通報等の内容により、緊急性が高いと判断した場合には緊急対応できる体制をとっている。

### イ. 虐待相談援助チーム活動事業（堺市児童虐待等援助チーム）

弁護士、医師等の専門家による児童虐待等援助チームを設置し、児童虐待、その他の子どもの権利侵害について、調査・相談・調整を行い、当相談所及びその他の関係機関と連携して子どもの権利擁護に努めている。

令和元年度活動状況 対応会議 34件 対面相談等 90件 電話・メール 240件

### ウ. 被虐待児の親に対するグループ指導事業（MY TREE ペアレンツ・プログラム）

児童虐待を行ってしまう保護者に対し、セルフケアと問題解決力を養うことによって、子どもへの暴力や不適切な関わりを終止するか、あるいは軽減することを目的にグループ指導を実施している。

令和元年度参加者数 8人

### エ. 親子再統合プログラム事業（CRC親子プログラム）

主に施設に入所している子どもとその保護者等を対象に、親子が交流する場を設定し指導することで、保護者が抱えている子育て不安や養育力不足を解消し、子どもへの適切な関わりを行うことを目的に実施している。

令和元年度参加者 8組 11人

### オ. 処遇困難事例検討事業

被虐待児童等の処遇困難事例に対し、施設と子ども相談所の職員が連携を強化し、研修やスーパーバイズ機能を活用しながら、的確に対応することを目的に、精神科医師等のスーパービジョンを受けて、児童養護施設において検討会議等を実施している。

令和元年度実施数 児童養護施設4ヶ所 計6回

### カ. メンタルフレンド事業

ボランティアの大学生とのふれあいを通じて、子どもの自主性や社会生活の伸張、意欲の回復をめざすことを目的として、ひきこもりや不登校状態にある子どもの家庭に、研修を受講した大学生のボランティア（メンタルフレンド）を派遣している。

令和元年度メンタルフレンド登録者数 10人 活動実績 44回

(2) 児童相談等の状況（令和元年度）

① 相談受付件数及び相談受付内容

単位：件

※保健センターでの心理相談件数を含む。

内容	養護相談		保健相談	障害相談					
	児童虐待相談	その他の相談		肢体不自由相談	視聴覚障害相談	言語発達障害等相談	重症心身障害相談	知的障害相談	発達障害相談
件数	2,310	345	1	6	0	1	1	1,766	10
内容	非行相談		育成相談				その他の相談	合計	
	相談 ぐ 犯 行 為 等	相 触 法 行 為 等	相 性 格 行 動	不 登 校 相 談	適 性 相 談	相 育 児 ・ し つ け			
件数	88	67	89	33	6	761	28	5,512	

② 児童の一時保護の状況

単位：件

保護の理由	養護相談		障害相談	非行相談	育成相談	その他	合計
	児童虐待	その他					
件数	158	49	0	61	7	1	276
児童の学齢	0～5歳	6～11歳	12～14歳	15歳以上	合計		
件数	60	70	90	56	276		

※一時保護委託分は除く。

③ 児童福祉施設への入所児童数（障害児施設を除く）

単位：人

	平成30年度末在籍	令和元年度末在籍
乳児院	19	13
児童養護施設	263	271
児童心理治療施設	0	1
児童自立支援施設（入所）	9	13
里親及びファミリーホーム	40	44
合計	331	342

(3) 子ども相談所における虐待相談の状況

① 被虐待児童の年齢別相談受付件数

単位：件

	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	合計（構成比）
0～就学前	161	173	5	689	1,028 (44.5%)
小学生	173	129	9	402	713 (30.9%)
中学生	117	57	10	190	374 (16.2%)
高校生・その他	76	18	3	98	195 (8.4%)
合計 (構成比)	527 (22.8%)	377 (16.3%)	27 (1.2%)	1,379 (59.7%)	2,310 (100%)

② 経路別相談受付件数

単位：件

経路	家族・親戚	近隣・知人	児童本人	保健福祉総合センター	児童委員	医療機関	児童福祉施設	警察	学校	教育委員会	府市町村	その他	合計
件数	199	379	10	158	10	89	26	1,099	123	6	141	70	2,310

※保健センターからの相談件数は、保健福祉総合センターからの相談件数に含む。

③ 虐待者別相談受付件数

単位：件

虐待者	実父	実母	実父以外の父親	実母以外の母親	その他	合計	実父母（再掲）
件数 (構成比)	1,048 (45.4%)	1,006 (43.5%)	136 (5.9%)	5 (0.2%)	115 (5.0%)	2,310 (100%)	762 (33.0%)

④ 理由別対応件数

単位：件

内容	面接指導			児童福祉司指導	児童福祉施設入所	里親委託	その他	合計
	助言指導	継続指導	他機関あつ旋					
件数	2,009	150	73	15	37	5	78	2,367

⑤ 安全確認及び虐待による一時保護件数並びに立入調査

単位：件

	安全確認	虐待による一時保護件数	立入調査
件数	2,341	241	8